The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	営業秘密の刑事的保護
Author(s)	文, 熙泰
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/55720
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　文　　熙泰　　）	
論文題名	営業秘密の刑事的保護

論文内容の要旨

イデオロギーの後退とともに経済の時代が到来しつつ、経済的・技術的優越性を確保するための国際競争が激しくなっている。その中でも、営業秘密のような先端技術情報の有無は、国家の競争力や運命を左右しうる影響力さえもつようになった。特に先端技術情報は、国内外において、その技術的・経済的価値だけでなく、関連産業に及ぼす影響が大きいため、ひとたび海外に流出するならば、国家経済にとって莫大な損失となる。しかし、近来の環境の変化により、違法な技術流出とともに、セキュリティ上の憂慮も増加している。すなわち、既存の前・現職の役職員による漏えい行為だけでなく、競争会社の組織的関与や各国の情報当局の介入などの攻撃的な侵害行為も少なくない。また、前・現職の役職員の懐柔や産業スパイの雇用、外国居住の自国民の利用から、最近では、先端技術を用いたハッキングまで、その侵害の手法も多様化・精巧化する趨勢である。そこで、世界各国は、先端産業技術の研究・開発だけでなく、先端産業技術の流出防止や保護にも力をそそいでおり、特に関連規定を検討・補完する過程において刑事罰を積極的に導入している。

こうした流れの中で、日本や韓国も、必要な法制度を整備することで、先端技術情報の刑事的保護を強化してきた。なるほど、日本や韓国は、従来、先端技術情報である営業秘密の侵害について、刑法典上の財産罪規定を適用してきたものの、情報である営業秘密を保護することには、理論的な限界があり、十分な保護ができなかった。そこで、「不正競争防止法」に、営業秘密の侵害に対する罰則を導入する一方、数次の改正を通じて、営業秘密の刑事的保護を強化している。さらに、最近では、営業秘密のような先端技術情報がもつ財産的な価値だけでなく、社会・国家的な価値にも注目しつつ、その保護法益を社会・国家的法益の次元で拡大解釈している。すなわち、日本の場合は、平成二七年の「不正競争防止法」の改正内容をみるならば、国家・社会的法益を重視する兆しがみられる。また、立法趣旨は異なるものの、防衛産業技術にかかる特定情報を国家的法益として保護する「特定秘密の保護に関する法律」も制定された。韓国の場合も、従来の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を社会的法益として規定して以降、新たに制定した「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」は、国家的法益として規定している。

一方、このような刑事的保護の強化については、様々な問題点も提起されている。すなわち、伝播性・流通性のような情報の持つ本来的な性質に逆行することで、自由主義社会における「知る権利」を侵害しうるという懸念に加えて、憲法上の基本権である職業選択の自由との衝突や、罪刑法定主義における明確性の原則の問題があり、そのほかにも、過剰処罰の問題や、既存の法制度と重複する可能性など、様々な疑問が提起されているのである。

本論文は、こうした見地から、近来、国家・社会的な問題となっている先端技術情報の流出に対する刑事的保護の強化に関連して、それにより提起された諸問題を論じようとするものである。その際、近年の議論から窺われる保護法益論の変化についても言及している。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　　文　熙泰　　）		
論文審査担当者	（職）	氏　　名
	主 査　　教授	佐久間　修
	副 査　　教授	島岡　まな
	副 査　　准教授	品田　智史

論文審査の結果の要旨

学位申請者・文熙泰氏の提出した博士学位申請論文「営業秘密の刑事的保護」についての審査結果は、以下のとおりである。

本論文は、各国が経済的および技術的な優越性を確保する上で国際的競争が激しくなっている中、営業秘密のような先端技術情報の保護が、国家の経済力や将来の命運を左右しうるものであること、特に先端技術情報が一度海外に流出するならば、国家経済にとって甚大な被害を及ぼしうること、さらに、近年の情報環境の変化により、セキュリティ上の問題点も生じたとする。具体的には、前・現職の役職員による秘密情報の漏えいだけでなく、産業スパイや各国の情報当局の介入という組織的な侵襲も多発するようになっており、こうした侵害行為の多様化に対抗するべく、先端産業技術の流出防止や保護に力をそそいでいる状況にあり、特に最近は、積極的に刑事罰を導入する国々が少なくない。

第１章から第３章までにおいては、上述した研究課題を踏まえつつ（序章）、営業秘密保護の国際的な潮流の中で、日本や韓国が自国の法制度を整備することにより、先端技術情報の刑事的保護を強化してきたこと、それに伴う各種の問題点が列挙されている。すなわち、従来の法制度では、営業秘密の侵害に対して、刑法典上の財産罪諸規定を適用した例も少なくないが、無形的な情報である営業秘密の保護にとっては、法律上の限界がある。そこで、日本では、「不正競争防止法」の中に、営業秘密侵害罪の罰則を設けることになったが、その後も逐次の法改正を繰り返した結果として、平成27年の不正競争防止法改正では、営業秘密の財産的価値だけでなく、社会的ないし国家的法益という側面にも着目しつつ、国外への流出事例や国外犯の処罰拡大に向けた立法が行われたのである。しかも、最近では、防衛産業技術にかかる特定情報も含めた情報保護法制として「特定秘密の保護に関する法律」が制定されている。他方、韓国にあっても、従来の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で示された社会的法益という位置づけとは異なり、新たに制定された「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」では、国家的法益として保護されている。

こうした刑事的保護の強化をめぐっては、様々な問題点が提起されている。すなわち、無形的情報のもつ伝播性・流通性という本来的性質に逆行する刑事規制は、自由主義社会における「知る権利」を侵害しうるのみならず、憲法上の基本権である職業選択の自由との衝突や、罪刑法定主義における明確性の原則と抵触するおそれがあり、そのほかにも、過剰処罰の問題や他の罰則と重複する可能性があるなどとする。そこで、本論文は、これらの問題点に着目しつつ、先端産業技術情報の流出に対する刑事的保護の強化に伴う保護法益論の進展と今後の望ましい立法について言及する。

まず、第１章では、日本の営業秘密保護法制である「不正競争防止法」について、営業秘密の概念とその要件を検討しており、多種多様な情報の中で、営業秘密として保護されるべき情報を限定しようとする。また、営業秘密のもつ情報としての価値に依拠して、刑法典上の財産罪諸規定が適用できる限界を、理論的な見地から検討している。次

に、第２章では、先端技術情報の保護を強化した韓国の営業秘密保護法制を取り上げ、そこでは、営業秘密侵害を「社会的法益」の侵害とみるものの、むしろ「個人的法益」の侵害と位置づける日本の「不正競争防止法」と比較・検討することで、両国の法制度上の問題点や学界の状況について整理している。さらに、第３章では、先端技術情報を「国家的法益」と位置づけた韓国の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を詳細に紹介しながら、各種の批判を加えており、最終章では、近時の世界各国で採用された先端技術情報の刑事的保護の動向も参照しつつ、刑法における「保護法益論」の変化にも言及している。

なるほど、民間企業の保有する営業秘密は、本来であれば個人的利益に含まれるはずである。しかし、それが、各国家の国際競争上の優位や社会全体の経済的得失にかかわる場合、私的利益と公的利益の境界がどうなっているかを考える上で、大いに参考になるものであり、特に本論文では、わが国の最新の立法動向と関連させる形で、過去には十分に検討されてこなかった韓国の営業秘密保護法制も詳細に吟味しており、この分野における刑法理論の発展にも大いに寄与するであろう。また、今後は、保護法益論をさらに掘り下げることで、伝統的な刑法解釈論にも影響を与えるものと推測される。

もっとも、わが国の特定秘密保護法は、韓国の産業技術流出防止法とは、その成り立ちや処罰規定も異なっており、いわゆる防衛秘密が国益にかかわるとしても、その周辺領域にある財産的情報や経済的情報との切り分けはどうなるのか、かりに当該情報の価値の源泉が、もっぱら経済的なものに求められるにもかかわらず、なお国家的法益とみるならば、それが恣意的な処罰権の行使につながるおそれはないのか、他方、国家の有する経済的利益については、もはや財産犯が成立しないことになるのかなど、従来の理論に波及する問題点が含まれており、今後も検討すべき課題は少なくない。

以上、本論文は、現代社会における喫緊の課題について、従来ほとんど論じられてこなかった保護法益論の見地から、最近の法改正を踏まえつつ、将来の展望を示したものとして、刑法理論に対する貢献はもちろん、実際の法政策にも大きな影響を与えるものであり、十分な学術的価値を有していると考えられる。なお、本論文においては、所定の方法により剽窃がないことを確認した。

よって、論文審査担当者（審査委員）３名の一致した意見として、学位申請者に対して、博士（法学）の学位を授与することが相当であると判断する。

以　上